

塩谷町告示第73号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を開始する。  
その関係図面は、塩谷町役場建設水道課において、令和6年3月29日から令和6年4月30日まで  
一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

塩谷町長 見形 和久

道路の 種類	路線 番号	路線名	道路の区域		供用開始年月日
			起点所在地	終点所在地	
町道	319	玉生荒川向線	大字玉生字大塚2310番地先	大字玉生字荒川向870番1地先	令和6年3月29日
町道	320	道下南線	大字道下字田中東645番12地先	大字原荻野目字明堅林449番3地先	令和6年3月29日
町道	321	玉生交差点南線	大字玉生字鴨屋敷549番9地先	大字玉生字鴨屋敷550番5地先	令和6年3月29日
町道	322	欠下線	大字風見字欠下389番2地先	大字風見字欠下366番地先	令和6年3月29日